

# 愛媛県仏教会人権委員会規則

## 第1章 総則

第1条 本会は、愛媛県仏教会人権委員会という。(以下、この会という。)

## 第2章 目的と事業

第2条 この会は、宗教人として人権について深く学び、自覚的な活動に寄与するを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修。
- (2) 講習会等の開催。
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 組織及び役員

第4条 この会は県仏教会の評議員をもって組織する。

この会に下記の役員を置く。

委員長 1名 委員 若干名  
副委員長 2名

第5条 役員は、この会で選出する。

第6条 役員の任期は、県仏役員と同じく3年とする。再任は妨げない。

## 第4章 役員の任務

第7条 委員長は、会務を総理し本委員会を代表し、委員会の議長となる。

第8条 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 委員は、協議事項を審議する。

## 第5章 会議

第10条 この会の会議は、県仏教会会長の承認を受けて必要に応じて委員長が招集をする。

- (1) この会の議決は、出席者の過半数で決する。
- (2) この会の決議事項は、県仏教会会長に報告しなければならない。

附則 この規則は、昭和61年10月1日より実施する。

2 この規則は、県仏教会会則の内規とする。

3 令和6年6月21日、一部改正。